

無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務企画提案書募集要領

この要領は、無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

※ 本事業の実施は、令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の交付決定を条件とする。

1 事業名

無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務

2 事業の目的

令和4年12月の改正航空法施行により、「有人地帯（第三者上空）における補助者なし目視外飛行（以下「レベル4飛行」という。）」が解禁となり、今後より一層の無人飛行ロボット（以下「ドローン」という。）の産業活用の拡大が期待されている。

本県ドローン産業のより一層の振興を図るには、ユースケースの創出・発信のみではなく、自社内でカスタマイズや保守ができるように、ドローンの開発・製作・カスタマイズ・保守等に関する知識や技術を有する人材（以下「ドローンエンジニア人材」という。）の育成が必要となる。

ドローンエンジニア人材には、ハード（電気部品、回路）、ソフト、流体力学など多岐に渡る知識や技術が求められ、また、ドローン業界にどのようなかたちで関わるか（新規参入、機体運航や修理、メーカー等）によって、身に付けるべき内容は異なってくる。

そこで、本事業では昨年度に作成したカリキュラムとテキストを活用しての試行運用、社会人向け（上級編）のカリキュラムとテキストの作成を行い、ドローンエンジニア人材が絶え間なく輩出される体制構築を目指す。

3 委託事業の内容

別添「無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務仕様書」のとおりとする。

4 委託事業実施期間

契約日から令和8年3月25日までとする。

5 委託見積限度額

金9,999,863円（消費税及び地方消費税額を含む）

6 募集期間

令和7年4月9日（水）から令和7年5月14日（水）まで

7 応募資格

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有すること。
- (2) 令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に登録されていること（申請中を含む。）。
- (3) 愛知県税及び国税が未納でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (8) 複数の企業で組んだ共同事業体として応募する場合は、構成する全ての企業が上記（1）～（7）の要件を満たすこと。

8 選定事業者数

1 者

9 応募方法等

(1) 公募説明会の開催

- ア 日時：令和 7 年 4 月 11 日（金）午前 10 時 45 分から午前 11 時 45 分まで
 - イ 形式：オンラインによる説明（Microsoft Teams 使用）
 - ウ 参加申込：以下により電子メールで行うこと
 - ・ 申込期限：令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 5 時
 - ・ メールの見出し：「無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務の説明会参加」
 - ・ 本文中に次の 1～3 を記載
 - 1. 貴社名
 - 2. 参加者氏名（2 名まで）
 - 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス（招待メールを送付するアドレス））
 - ・ 申込先：愛知県次世代モビリティ産業課モビリティイノベーション推進グループ
- 電子メール：jisedai@pref.aichi.lg.jp

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格等
① 企画提案書（表紙）	様式 1 を使用	A 4 縦 1 ページ
② 企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A 4 縦 30 ページまで
③ 経費見積書	様式 2 を使用	A 4 縦 2 ページまで
④ 過去 5 年間の経験等	自由様式にて記載	A 4 縦 3 ページまで
⑤ 添付資料	㊦提案者の概要がわかるもの ㊦定款、寄付行為の写し ㊦県税の滞納がないことの証明書（4 月 9 日（水）以降のもの） ㊦法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（4 月 9 日（水）以降のもの） ㊦社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3 を使用） ㊦（共同事業体の場合） 共同事業体協定書の写し、委任状	—

※様式は、愛知県のホームページからダウンロードのこと。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/dronesokushin2025.html>)

イ 記述する内容等

- ① 企画提案書（表紙）
 - ・ 様式 1 を使用し、本事業を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
 - ・ 文字サイズは 12 ポイント以上とすること。
- ② 企画提案書（内容）
 - ＜カリキュラムとテキストの試行運用＞
 - ・ 試行運用の実施先
学生向けと社会人向け（初級編・中級編）の試行運用の想定先を記載すること。
（内諾を得る必要はないが、受託事業者から参加を依頼し得る事業者であることが望ましい。）
 - ・ 試行運用の実施方法
派遣する講師の想定を記載すること。
実技を実施する際の組み立てキットの想定を具体的に記載すること。
 - ・ カリキュラムとテキストの改訂
試行運用の結果を踏まえたカリキュラムとテキストの改訂について、進め方を記載す

ること。

- ・ 事業実施体制及び役割分担

本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。

<カリキュラムとテキストの作成>

- ・ 社会人向け（上級編）のカリキュラムとテキストの内容

社会人向け（上級編）に作成するカリキュラム例（講習項目とその講習内容を、必要時間とともに示したもの）を記載すること。

一部の内容について、テキストの作成例を1～2ページで示すこと。

- ・ 内容検討、執筆等の進め方

カリキュラムやテキストを作成するに当たり、参考文献や、ヒアリングを行う事業者及びその理由を記載すること。

- ・ 事業実施体制及び役割分担

本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。

組織体制には、監修する専門家を記載すること。

<検討会の運営>

- ・ 検討会の概要

検討会に参加する有識者を記載すること。（有識者に内諾を得る必要はないが、委託事業者から参加を依頼し得る事業者であることが望ましい。）

<その他>

- ・ 年間スケジュール

計画的な実施に向け、実施時期や調整期間等の年間スケジュールを記載すること。

- ・ 企画提案書の記載方法

A4縦判・横書き、文字サイズは12ポイント以上とすること。ただし、図表その他の関係で前記により難しい場合はこの限りではない。

③ 経費見積書

- ・ 様式2を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。

- ・ 単位は円とすること。

④ 過去5年間の経験等

- ・ 今回の事業実施に当たり有用となる実績について、実施内容、実施期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

⑤ 添付資料

- ・ ㊦提案者の概要がわかるものについては、法人案内、パンフレット等とする。

- ・ ㊦定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。

- ・ ㊦、㊥については、写しの提出でも可とする。

- ・ ㊦様式3及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。

- ・ 共同事業体の場合は、㊦共同事業体協定書の写し、委任状を添付し、構成員ごとに㊦から㊦の書類を提出すること。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- ・ 企画提案は、1事業者1案とする。

- ・ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

- ・ 企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。

エ 提出部数

正本1部、副本6部とする。

※副本は⑤添付書類不要

(3) 提出期限等

ア 提出期限

令和7年5月14日(水)午後5時必着

イ 提出方法

持参、又は郵送(配達証明に限る)、若しくは信書便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出書類の取り扱い

- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)する。
- ・ 提出された書類及びその内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

エ 提出・問合せ先

〒460-8501(住所記載不要)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

モビリティイノベーション推進グループ(担当:福井、野村)

TEL:052-954-7482(ダイヤルイン) FAX:052-954-6943

E-mail:jisedai@pref.aichi.lg.jp

(4) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問受付期間

令和7年4月9日(水)から令和7年4月23日(水)午後5時まで

イ 質問書提出方法

- ・ 電子メールのみの受付とし、電話等での質問は受付しない。
- ・ 電子メールでの質問は、件名(題名)を必ず「無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務・質問」とし、様式4に記載し送付すること。

ウ 回答方法

- ・ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、次世代モビリティ産業課のホームページにて公開する。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/dronesokushin2025.html>)

エ 注意事項

- ・ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

10 審査の実施

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために「無人飛行ロボット活用促進事業実施委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類(以下「提案書」という。)について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、応募件数が4件以上ある場合は、予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が上記7で定める応募資格を満たしているか、提出書類に不備がないかの審査を行う。

イ 予備審査

選定委員会での審査に先立って、書面による審査を行う。

ウ 選定委員会における審査

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※ プレゼンテーションは、1者15分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

※ プレゼンテーションの日時は、別途連絡する。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

- ア 実施内容の妥当性（試行運用の実施）
 - ・ 試行運用の実施先は適切な相手であるか。
 - ・ 試行運用の実施方法は、エンジニア人材育成の体制構築を目指すに向けて、具体的・適切な内容となっているか。
 - ・ カリキュラムとテキストの改訂の進め方については適切か。
 - ・ 実施体制（組織体制）は適切か（過去の経験を含む）。
- イ 実施内容の妥当性（カリキュラムとテキストの作成）
 - ・ カリキュラムとテキストの内容は愛知県の特徴を踏まえた内容であるか。
 - ・ 講座を受講することにより、ドローンメーカーで働くうえでどのような点で有益になるかをイメージできる内容であるか。
 - ・ 内容検討・執筆の進め方は適切か。
 - ・ 実施体制（組織体制）は適切か（過去の経験を含む）。
- ウ 実施内容の妥当性（検討会の運営）
 - ・ 検討会に参加するメンバーは適切か。
- エ 実施スケジュール
 - ・ 全体スケジュールは適切か。
- オ 費用対効果
 - ・ 経費の見積もりは適切か。
- カ 社会的取組
 - ・ 社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年5月下旬までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会とは非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 選定された候補者との調整

- ・ 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。
- ・ 積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

11 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額

企画提案時に提出された経費見積額

ただし、上記10(5)により適正な価格に調整した場合は、その金額

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

(ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は全額免除する。)

(4) 委託費の支払条件

事業完了後の支払いとする。

12 スケジュール（予定）

令和7年4月9日	公募開始
令和7年4月11日	公募説明会
令和7年5月14日	公募締切
令和7年5月下旬	選定委員会開催

令和7年5月下旬
令和8年3月25日

契約締結、委託業務開始
委託業務完了

13 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合